

令和4年 第4回

四日市市教育委員会会議案

関係資料

日時 令和4年 3月23日 午前9時30分～

場所 四日市市役所 9階 教育委員会室

## 令和4年 第4回 教育委員会会議 議事

## ○議 案

- 議案第9号 四日市市長の権限に属する事務の補助執行に係る協議について・P 3 / 8 3
- 議案第10号 教育委員会の権限に属する事務の補助執行に係る  
協議について………P 7 / 8 3
- 議案第11号 四日市市教育委員会事務局組織機構の改編等に伴う  
整備規則の制定について………P 11 / 8 3
- 議案第12号 四日市市教育委員会事務局組織機構の改編に伴う  
整備規程の制定について………P 15 / 8 3
- 議案第13号 四日市市登校サポートセンターに関する規則の制定について・P 19 / 8 3
- 議案第14号 四日市市教育委員会会議規則の一部改正について………P 21 / 8 3
- 議案第15号 四日市市立小中学校管理規則の一部改正について………P 26 / 8 3
- 議案第16号 四日市市英語指導員任用規則の一部改正について………P 43 / 8 3

## ○報 告

- 令和3年度の教育委員会における点検及び評価について………P 51 / 8 3
- 令和4年2月定例会議の経過について………P 53 / 8 3

議案第9号

四日市市長の権限に属する事務の補助執行に係る協議について

四日市市長の権限に属する事務の一部の補助執行の範囲を変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、市長より協議の申し込みがあったことから、次のとおり提出する。

令和4年3月23日提出

四日市市教育長 廣瀬 琢也

四日市市長の権限に属する事務の補助執行について（別紙）



総務 第 136 号  
令和4年3月16日

四日市市教育委員会 御中

四日市市長 森 智 広



四日市市長の権限に属する事務の補助執行について（協議）

みだしの件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、下記の事項に関する協議を申し込みます。

#### 記

令和4年4月1日から、四日市市楠歴史民俗資料館に関する事務を、教育委員会の事務局職員（博物館）をして補助執行させる。

以上

#### 事務担当

四日市市総務部総務課法務係

TEL:059-354-8115（内線：2052）

FAX:059-359-0286

(※教育委員会所管部分)

四日市市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部改正について

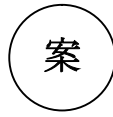
四日市市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則（平成17年四日市市規則第36号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(<u>教育委員会事務局職員</u>の補助執行事務)</p> <p>第8条 教育委員会の事務局職員に補助執行させる事務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 教育委員会の所掌に係る事務に関する予算に係る支出負担のうち次に掲げるものを除く事務</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>四日市市事務専決規程(昭和35年四日市市訓令甲第7号。以下「専決規程」という。)</u>の規定において総務部調達契約課（以下「調達契約課」という。）の個別事項とされる発注行為</p> <p>ウ及びエ (略)</p> <p>(2)から(8)まで (略)</p> <p>(9) <u>四日市市楠歴史民俗資料館に関すること。</u></p> <p>(10) (略)</p>	<p>(<u>教育長等</u>の補助執行事務)</p> <p>第8条 教育委員会の事務局職員に補助執行させる事務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 教育委員会の所掌に係る事務に関する予算に係る支出負担のうち次に掲げるものを除く事務</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>専決規程</u>の規定において総務部調達契約課（以下「調達契約課」という。）の個別事項とされる発注行為</p> <p>ウ及びエ (略)</p> <p>(2)から(8)まで (略)</p> <p>(9) (略)</p>

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(総務部総務課)



教 総 第 号

令 和 年 月 日

四日市市長 森 智広 様

四日市市教育委員会

四日市市長の権限に属する事務の補助執行について（回答）

令和4年3月16日付総第136号「四日市市長の権限に属する事務の補助執行について」により申し込みのあった、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づく協議については、原案のとおり了承します。

議案第10号

教育委員会の権限に属する事務の補助執行に係る協議について

教育委員会の権限に属する事務の一部の補助執行の範囲を変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定により、市長と協議する必要があるため、次のとおり提出する。

令和4年3月23日提出

四日市市教育長 廣瀬 琢也

教育委員会事務の補助執行に関する規則の一部改正について（別紙）

(別紙)

教育委員会事務の補助執行に関する規則の一部改正について

教育委員会事務の補助執行に関する規則（平成17年四日市市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する

改正後	
別表（第2条関係）	
補助執行に係る事務	補助執行させる職員
地区市民センターにおける公民館活動に関する事務	副市長、 <u>市民生活部長</u> 、 <u>市民生活部</u> 市民生活課の職員及び地区市民センターの職員
(略)	
学校体育施設の開放に関すること	副市長、 <u>シティプロモーション部長</u> 、 <u>シティプロモーション部</u> スポーツ課の職員
<u>生涯学習の支援に関すること</u> <u>生涯学習情報に関すること</u> <u>市民大学及び熟年大学に関すること</u> <u>社会教育委員に関すること</u>	副市長、 <u>市民生活部長</u> 、 <u>市民生活部</u> 市民生活課の職員

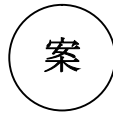
改正前	
別表（第2条関係）	
補助執行に係る事務	補助執行させる職員
地区市民センターにおける公民館活動に関する事務	副市長、 <u>市民文化部長</u> 、 <u>市民文化部</u> 市民生活課の職員及び地区市民センターの職員



(略)	
学校体育施設の開放に関すること	副市長、 <u>スポーツ・国体推進部長</u> 、 <u>スポーツ・国体推進部</u> スポーツ課の職員

## 附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。



教 総 第 号

令 和 年 月 日

四日市市長 森 智広 様

四日市市教育委員会

教育委員会の権限に属する事務の補助執行について（協議）

みだしの件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定に基づき、下記の事項に関する協議を申し込みます。

記

1. 令和4年度組織機構の改編、事務の見直し等に伴う条文整理
2. 令和4年4月1日から、社会教育に関する事務の一部を、市長部局職員をして補助執行させる件

以上

## 議案第 1 1 号

四日市市教育委員会事務局組織機構の改編等に伴う整備規則の制定について  
四日市市教育委員会事務局組織機構の改編等に伴う整備規則を次のように定めるものとする。

令和 4 年 3 月 2 3 日提出

四日市市教育長 廣 瀬 琢 也

## 四日市市教育委員会事務局組織機構の改編等に伴う整備規則

(四日市市教育委員会事務局処務規則の一部改正)

第 1 条 四日市市教育委員会事務局処務規則 (昭和 3 9 年四日市市教育委員会規則第 1 0 号) の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(組織)</p> <p>第 4 条 委員会事務局に副教育長及び教育監各 1 人並びに次の課及び係を置く。</p> <p>教育総務課</p> <p>教育施設課 (略)</p> <p>学校教育課 (略)</p> <p>人権・同和教育課</p> <p>指導課 (略)</p> <p>教育支援課</p> <p>2 から 5 まで (略)</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第 6 条 副教育長、教育監、課及び係の事務分掌は次のとおりとする。</p> <p>副教育長 (略)</p>	<p>(組織)</p> <p>第 4 条 委員会事務局に副教育長及び教育監各 1 人並びに次の課及び係を置く。</p> <p>教育総務課</p> <p>教育施設課 (略)</p> <p>学校教育課 (略)</p> <p><u>社会教育・文化財課</u></p> <p>人権・同和教育課</p> <p>指導課 (略)</p> <p>教育支援課</p> <p>2 から 5 まで (略)</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第 6 条 副教育長、教育監、課及び係の事務分掌は次のとおりとする。</p> <p>副教育長 (略)</p>

教育監 (略)

教育総務課

(1)から(6)まで (略)

(7) 委員会の所管に属する会計年度任用職員に関する事。

(8)から(16)まで (略)

(17) (略)

(18) (略)

(19) 社会教育の連絡に関する事。

(20) 学校施設開放に関する事。

(21) (略)

(22) (略)

教育施設課 (略)

学校教育課 (略)

教育監 (略)

教育総務課

(1)から(6)まで (略)

(7) 委員会の所管に属する嘱託の委嘱及び解嘱に関する事。

(8)から(16)まで (略)

(17) 私立学校(幼稚園を除く。)の助成に関する事。

(18) (略)

(19) (略)

(20) (略)

(21) (略)

教育施設課 (略)

学校教育課 (略)

社会教育・文化財課

(1) 文化財の調査及び研究に関する事。

(2) 文化財の保存及び活用に関する事。

(3) 文化財の資料収集に関する事。

(4) 文化財の保存施設に関する事。

(5) 市指定文化財の指定及び解除並びに管理に関する事。

(6) 文化財保護審議会に関する事。

(7) 国・県指定文化財の管理に関する事。

(8) その他文化財の保護に関する事。

(9) 社会教育委員に関する事。

(10) 学校施設開放に関する事。

<p>人権・同和教育課 (略)</p> <p>指導課 (略)</p> <p>教育支援課</p> <p>(1)から(9)まで (略)</p> <p><u>(10) 登校サポートセンターに関するこ</u> <u>と。</u></p> <p>(11) (略)</p>	<p><u>(11) その他社会教育に関すること。</u></p> <p><u>(12) 課の庶務に関すること。</u></p> <p>人権・同和教育課 (略)</p> <p>指導課 (略)</p> <p>教育支援課</p> <p>(1)から(9)まで (略)</p> <p>(10) (略)</p>
--	--

(四日市市教育委員会事務委任規則の一部改正)

第2条 四日市市教育委員会事務委任規則（昭和39年四日市市教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(委任事項)</p> <p>第2条 委員会は次に掲げる事項を除き、その事務を教育長に委任する。</p> <p>(1)から(13)まで (略)</p> <p>(14) (略)</p> <p>(15) (略)</p> <p>(16) (略)</p>	<p>(委任事項)</p> <p>第2条 委員会は次に掲げる事項を除き、その事務を教育長に委任する。</p> <p>(1)から(13)まで (略)</p> <p><u>(14) 文化財の指定及び解除を行うこ</u> <u>と。</u></p> <p>(15) (略)</p> <p>(16) (略)</p> <p>(17) (略)</p>

(四日市市文化財保護条例施行規則の廃止)

第3条 四日市市文化財保護条例施行規則（平成5年四日市市教育委員会規則第9号）は、廃止する。

(四日市市文化財保護審議会運営規則の廃止)

第4条 四日市市文化財保護審議会運営規則（平成5年四日市市教育委員会規則第10号）は、廃止する。

(四日市市久留倍官衙遺跡公園条例施行規則の廃止)

第5条 四日市市久留倍官衙遺跡公園条例施行規則（平成30年四日市市教育委員会規則第1号）は、廃止する。

(四日市市楠歴史民俗資料館条例施行規則の廃止)

第6条 四日市市楠歴史民俗資料館条例施行規則（平成22年四日市市教育委員会規則第5号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

## 議案第12号

四日市市教育委員会事務局組織機構の改編に伴う整備規程の制定について  
四日市市教育委員会事務局組織機構の改編に伴う整備規程を次のように定めるものとする。

令和4年3月23日提出

四日市市教育長 廣瀬琢也

## 四日市市教育委員会事務局組織機構の改編に伴う整備規程

(四日市市地区市民センター処務規程の一部改正)

第1条 四日市市地区市民センター処務規程(昭和57年四日市市訓令・教委訓令甲第1号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(所管) 第2条 センターは、 <u>市民生活部</u> 及び教育委員会の所管とする。	(所管) 第2条 センターは、 <u>市民文化部</u> 及び教育委員会の所管とする。

(四日市市教育委員会教育長所管事務専決規程の一部改正)

第2条 四日市市教育委員会教育長所管事務専決規程(昭和62年四日市市教育委員会訓令第5号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
別表(第4条関係) 課長等専決事項 教育総務課長 (略) 教育施設課長 (略) 学校教育課長 (略)	別表(第4条関係) 課長等専決事項 教育総務課長 (略) 教育施設課長 (略) 学校教育課長 (略) <u>社会教育・文化財課長</u> <u>(1) 社会教育委員会議の庶務に関する</u> <u>こと。</u> <u>(2) 社会教育関係指導者の研修に関する</u>

<p>博物館副館長 (1)から(6)まで (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>指導課長 (略)</p> <p>人権・同和教育課長 (略)</p> <p>教育支援課長 (略)</p> <p>図書館長 (略)</p>	<p><u>ること。</u></p> <p><u>(3) 文化財資料の収集及び整理に関する</u> <u>こと。</u></p> <p><u>(4) 文化財資料の貸出しに関するこ</u> <u>と。</u></p> <p><u>(5) 文化財保護審議会の庶務に関する</u> <u>こと。</u></p> <p>博物館副館長 (1)から(6)まで (略)</p> <p><u>(7) 楠歴史民俗資料館の管理運営に関</u> <u>すること。</u></p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>指導課長 (略)</p> <p>人権・同和教育課長 (略)</p> <p>教育支援課長 (略)</p> <p>図書館長 (略)</p>
---	---

(四日市市立博物館処務規程の一部改正)

第3条 四日市市立博物館処務規程（平成5年四日市市教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(係の分掌事務)</p> <p>第4条 係の分掌する事務は、次のとおりとする。</p> <p>管理係 (1)から(6)まで (略)</p> <p><u>(7) (略)</u></p> <p>企画普及係 (略)</p>	<p>(係の分掌事務)</p> <p>第4条 係の分掌する事務は、次のとおりとする。</p> <p>管理係 (1)から(6)まで (略)</p> <p><u>(7) 楠歴史民俗資料館に関すること。</u></p> <p><u>(8) (略)</u></p> <p>企画普及係 (略)</p>



天文係 (略)	天文係 (略)
---------	---------

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

＜議案第11号、12号参考資料＞

**議案第11号** 四日市市教育委員会事務局組織機構の改編等に伴う整備規則の制定について

**議案第12号** 四日市市教育委員会事務局組織機構の改編に伴う整備規程の制定について

## 1 改正の背景

令和4年度組織機構の改編、事務の見直し等に伴い、それに必要な規則及び規程の一部改正等を行うものである。

## 2 改正等する規則及び規程

### (1) 四日市市教育委員会事務局組織機構の改編等に伴う整備規則

- ・ 四日市市教育委員会事務局処務規則の一部改正
- ・ 四日市市教育委員会事務委任規則の一部改正
- ・ 四日市市文化財保護条例施行規則の廃止
- ・ 四日市市文化財保護審議会運営規則の廃止
- ・ 四日市市久留倍官衙遺跡公園条例施行規則の廃止
- ・ 四日市市楠歴史民俗資料館条例施行規則の廃止

### (2) 四日市市教育委員会事務局組織機構の改編に伴う整備規程

- ・ 四日市市地区市民センター処務規程の一部改正
- ・ 四日市市教育委員会教育長所管事務専決規程の一部改正
- ・ 四日市市立博物館処務規程の一部改正

## 3 施行期日

令和4年4月1日

## 議案第13号

四日市市登校サポートセンターに関する規則の制定について

四日市市登校サポートセンターに関する規則を次のように定めるものとする。

令和4年3月23日提出

四日市市教育長 廣 瀬 琢 也

## 四日市市登校サポートセンターに関する規則

## (設置)

第1条 本市の小中学校の不登校対策に関する事務を処理するため、四日市市登校サポートセンター（以下「センター」という。）を置く。

## (所管)

第2条 センターは、教育支援課の所管とする。

## (分掌事務)

第3条 センターの分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 不登校児童生徒支援に関すること。
- (2) ふれあい教室及びわくわく教室の整備及び運営に関すること。
- (3) 不登校児童生徒支援ボランティア事業に関すること。
- (4) その他センターの整備及び運営に関すること。

## (職員)

第4条 センターに所長その他の職員を置く。

2 所長は、上司の命を受けてセンターの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

## (専決)

第5条 所長は、次の各号に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められるものについては、上司の決裁を受けるものとする。

- (1) ふれあい教室及びわくわく教室の入級手続きに関すること。
- (2) ふれあい教室及びわくわく教室の入級児童生徒の支援及び指導に関すること。
- (3) 不登校児童生徒支援ボランティアの活動に関すること。
- (4) 職員の休暇及び欠勤に関すること。
- (5) 職員の時間外勤務命令、休日勤務命令並びに勤務時間等の振替及び変更に関すること。
- (6) 職員の市内及び市外出張命令並びに復命に関すること。
- (7) 定例の通級状況等報告に関すること。
- (8) 前各号に準ずる軽易な事務に関すること。

## (センターの処務)

第6条 センターの処務については、この規則に定めるもののほか、四日市市教育委員会事務局処務規則(昭和39年四日市市教委規則第10号)によるものとする。

## (補則)

第7条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

<議案参考資料>

**議案第13号 四日市市登校サポートセンターに関する規則の制定について**

**1 制定の背景**

令和4年度組織・機構の見直しに伴い、教育支援課の中間組織として「登校サポートセンター」の設置が認められたことによりそれに必要な規則を制定するものである。

**2 内容**

教育支援課の中間組織として「登校サポートセンター」を置く。

**3 施行期日**

令和4年4月1日

## 議案第14号

四日市市教育委員会会議規則の一部改正について

四日市市教育委員会会議規則の一部を改正する規則を次のように定めるものとする。

令和4年3月23日提出

四日市市教育長 廣瀬琢也

四日市市教育委員会会議規則の一部を改正する規則

四日市市教育委員会会議規則(昭和39年四日市市教委規則第9号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(会議の招集)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 委員は、招集の当日指定の時刻までに、指定の場所に参集するものとする。<u>ただし、委員が次条に規定する方法によって会議に出席する場合は、この限りでない。</u></p> <p>4 (略)</p>	<p>(会議の招集)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 委員は、招集の当日指定の時刻までに、指定の場所に参集するものとする。</p> <p>4 (略)</p>
<p><u>(オンラインによる出席)</u></p> <p><u>第3条の2 委員は、次に掲げる場合は、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識して通話することができる方法(以下「オンライン」という。)により会議に参加することができる。</u></p> <p><u>(1) 感染症対策等のため会議の招集場所への参集が困難な場合</u></p>	

(2) 大規模災害等の発生により会議の  
招集場所への参集が困難な場合

(3) その他教育長が必要と認める場合

2 委員は、前項各号の場合において、  
オンラインにより会議に参加するときは、  
会議の開会までに教育長に届け出  
なければならない。

3 前項の規定による届出を行い会議に  
参加した委員は、会議に出席したもの  
とみなす。

#### 附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

<議案参考資料>

議案第14号 四日市市教育委員会会議規則の一部改正について

## 1 改正の背景

オンライン会議システム等（情報通信機器その他の機器を用いて映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識して通話することができる方法をいう。）を活用して教育委員会会議へ出席することができるようにするために、規則を整備するものである。

## 2 施行期日

令和4年4月1日

新型コロナウイルス感染症への対応に伴い、オンライン会議システム等を活用して総合教育会議及び教育委員会の会議を開催する場合における文部科学省としての考え方についてまとめましたので送付します。



2 初初企第 17 号  
令和 2 年 7 月 28 日

各都道府県・指定都市総合教育会議担当課長 殿  
各都道府県・指定都市教育委員会総務担当課長

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長  
浅野 敦 行



(印影印刷)

オンライン会議システム等を活用した総合教育会議及び教育委員会の会議  
の開催について（通知）

近時、新型コロナウイルス感染症への対応として、可能な限り接触機会を低減させるため、オンライン会議システム等を活用して総合教育会議や教育委員会の会議を開催する必要性が高まっているところです。

今般、このことについて、下記のとおり文部科学省としての考え方をまとめましたので、総合教育会議等の運営に当たり、これを参考としてくださいますようお願いします。

このことについて、都道府県総合教育会議担当課長におかれては域内の市（政令指定都市を除く。以下同じ。）区町村に対し、都道府県教育委員会総務担当課長におかれては域内の市区町村教育委員会に対して周知くださいますようお願いします。

## 記

### 1. オンライン会議システム等を活用した会議の開催について

合議体として、複数の構成員が相互に、自由、率直に意見を交換し合うことによって、適切に意思決定を行うことができる限り、必要に応じ教育委員会規則等の整備を図った上で、オンライン会議システムやテレビ会議システムを活用して総合教育会議や教育委員会の会議を開催することも可能と考えること。

その場合、例えば、会議の構成員の全員又は一部がオンライン会議システム等を活用して会議に出席する方法が考えられること。

また、この場合の出席については、構成員がオンライン会議システム等を活用して発言等ができる状態になること、議決については、構成員がオンライン会議システム等を活用して任意の方法により表決に加わり、議事を決することなどとして考えることができること。



## 2. 会議の公開について

オンライン会議システム等を利用して開催する総合教育会議等の公開については、会議の資料及びオンライン会議システム等の映像と音声を同時にインターネット上で配信することなどにより行うことが考えられること。

また、会議を対面の方法により行う場合であっても、傍聴を希望する者に対しては、会議の様態をインターネット上で配信することにより公開することも考えられること。

なお、会議の様態を録画したものを後日配信することによって公開したものとすることについては、元来会議はそれを傍聴させることにより公開されるものであることを踏まえ、慎重に判断する必要があること。

## 3. 議事録の作成と公表について

会議の議事録については、その閲覧を希望する者による検索を容易にする観点等から、会議の様態を録画したものが公開され、ホームページ上等で継続的に閲覧できる状態であったとしても、適切に作成し、公表するよう努める必要があること。

なお、音声認識技術の活用により議事録作成に係る作業の効率化を図るなどの工夫も考えられること。

## 4. オンライン会議システム等を利用して会議を開催する場合の留意点について

オンライン会議システム等を利用して総合教育会議等を開催する場合には、以下の点に留意すること。

- ・ 通信障害等により議事の進行に障害が生じた場合における対応をあらかじめ検討し、必要に応じ代替手段を確保しておくこと。
- ・ 非公開とすべき議事の情報について、誤り又は不正なアクセスにより漏えいすることのないよう、また、不正なアクセスにより議事が妨害されることのないよう、地方公共団体の情報セキュリティポリシーにのっとり適切な対策を講じること。
- ・ 会議の資料とする著作物について、公衆送信権等の著作権の取扱いに留意すること。

## 5. 通常時におけるオンライン会議システム等を活用した会議の開催について

オンライン会議システム等を利用して総合教育会議等を開催することについては、今般の新型コロナウイルス感染症への対応という目的以外にも、例えば遠隔地にいる構成員の参加を容易にすることなどにも資することが考えられるところであり、通常時においても、上記1から4に留意して行うことも考えられること。

<本件連絡先>

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課地方教育行政係

TEL：03-5253-4111（内線4678）

議案第15号

四日市市立小中学校管理規則の一部改正について

四日市市立小中学校管理規則の一部を改正する規則を次のように定めるものとする。

令和4年3月23日提出

四日市市教育長 廣 瀬 琢 也

四日市市立小中学校管理規則の一部を改正する規則

四日市市立小中学校管理規則（平成13年四日市市教委規則第3号）の一部を次のように改正する。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式(その1) (第8条関係)

## 小学校児童指導要録

様式1 (学籍に関する記録)

区分 \ 学年	1	2	3	4	5	6
学 級						
整理番号						

学 籍 の 記 録						
児 童	ふりがな		性 別	入学・編入学等	年 月 日 第1学年 入学 第 学年編入学	
	児童名				転 入 学	年 月 日 第 学年転入学
	生年月日	年 月 日生	現住所			
	保護者	ふりがな		転学・退学等		( 年 月 日) 年 月 日
保護名		卒 業	年 月 日			
現住所			進 学 先			
入学前の経歴						
学 校 名 及 び 所 在 地 (分校名・所在地等)						
年 度	年度		年度		年度	
区分 \ 学年	1		2		3	
校長名 印						
学級担任者名 印						
年 度	年度		年度		年度	
区分 \ 学年	4		5		6	
校長名 印						
学級担任者名 印						

様式2 (指導に関する記録)

児童名	学校名	区分/学年	1	2	3	4	5	6
		学級						
		整理番号						

各教科の学習の記録								特別の教科道徳				
教科	観 点	学 年	1	2	3	4	5	6	学年	学習状況及び道徳性に係る成長の様子		
			国語	知識・技能								
思考・判断・表現												
主体的に学習に取り組む態度									2			
評定												
社会	知識・技能								3			
	思考・判断・表現											
	主体的に学習に取り組む態度								4			
	評定											
算数	知識・技能								5			
	思考・判断・表現											
	主体的に学習に取り組む態度								6			
	評定											
理科	知識・技能								3			
	思考・判断・表現											
	主体的に学習に取り組む態度								4			
	評定											
生活	知識・技能								4			
	思考・判断・表現											
	主体的に学習に取り組む態度								5			
	評定											
音楽	知識・技能								3			
	思考・判断・表現											
	主体的に学習に取り組む態度								4			
	評定											
図画工作	知識・技能								4			
	思考・判断・表現											
	主体的に学習に取り組む態度								5			
	評定											
家庭	知識・技能								6			
	思考・判断・表現											
	主体的に学習に取り組む態度								6			
	評定											
体育	知識・技能								3			
	思考・判断・表現											
	主体的に学習に取り組む態度								4			
	評定											
外国語	知識・技能								5			
	思考・判断・表現											
	主体的に学習に取り組む態度								6			
	評定											

外国語活動の記録									
学年	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度	総合的な学習の時間の記録					
				学年	学習活動	観 点	評 価		
3									
4									
5									
6									

特別活動の記録									
内 容	観 点	学 年	1	2	3	4	5	6	
			学級活動						
児童会活動									
クラブ活動									
学校行事									

児童名

行 動 の 記 録															
項 目	学 年							項 目	学 年						
		1	2	3	4	5	6			1	2	3	4	5	6
基本的な生活習慣							思いやり・協力								
健康・体力の向上							生命尊重・自然愛護								
自主・自律							勤労・奉仕								
責任感							公正・公平								
創意工夫							公共心・公德心								
総 合 所 見 及 び 指 導 上 参 考 と なる 諸 事 項															
第1学年							第4学年								
第2学年							第5学年								
第3学年							第6学年								
出 欠 の 記 録															
区分 学年	授業日数	出席停止・ 忌引等の日数	出席しなければ ならない日数	欠席日数	出席日数	備 考									
1															
2															
3															
4															
5															
6															



児童名

児童名

## 特別の教科 道徳

学習状況及び道徳性に係る成長の様子

第1学年		第4学年	
第2学年		第5学年	
第3学年		第6学年	

## 行動の記録

入学時の障がいの状態

第1学年		第4学年		
第2学年		第5学年		
第3学年		第6学年		

## 総合所見及び指導上参考となる諸事項

第1学年		第4学年	
第2学年		第5学年	
第3学年		第6学年	

## 出欠の記録

区分	授業日数	出席停止・ 忌引等の日数	出席しなければ ならない日数	欠席日数	出席日数	備考
学年						
1						
2						
3						
4						
5						
6						

第1号様式(その2) (第8条関係)

## 中 学 校 生 徒 指 導 要 録

様式1 (学籍に関する記録)

区分 \ 学年	1	2	3
学 級			
整理番号			

学 籍 の 記 録					
生 徒	ふりがな		性 別	入学・編入学等	年 月 日 第1学年 入学 第 学年編入学
	生徒名				
	生年月日	年 月 日生			
保 護 者	現住所		転 入 学	年 月 日 第 学年転入学	( 年 月 日 ) 年 月 日
	ふりがな				
	保護者名				
入 学 前 の 経 歴	現住所		卒 業	年 月 日	進 学 先 就 職 先 等
	入学前の経歴				
学 校 名 及 び 所 在 地 (分校名・所在地等)					
年 度	年 度		年 度		年 度
区分 \ 学年	1		2		3
校長名 印					
学級担任者名 印					





生徒名

行 動 の 記 録									
項 目	学 年	1	2	3	項 目	学 年	1	2	3
基本的な生活習慣					思いやり・協力				
健康・体力の向上					生命尊重・自然愛護				
自主・自律					勤労・奉仕				
責任感					公正・公平				
創意工夫					公共心・公德心				
総 合 所 見 及 び 指 導 上 参 考 と なる 諸 事 項									
第1学年									
第2学年									
第3学年									
出 欠 の 記 録									
区分	授業日数	出席停止・ 忌引等の日数	出席しなければ ならない日数	欠席日数	出席日数	備 考			
1									
2									
3									

様式2 (指導に関する記録)

生徒名	学校名	区分	学年	1	2	3
		学級				
		整理番号				

各教科・特別活動・自立活動の記録						
学年	1	2	3	4	5	6
教科等						
国語						
社会						
数学						
理科						
音楽						
美術						
保健体育						
職業・家庭						
その他						
特別活動						
自立活動						

生徒名

生徒名

## 特別の教科道徳

学習状況及び道徳性に係る成長の様子

第1学年	
第2学年	
第3学年	

## 総合的な学習の時間の記録

入学時の障がいの状態

学年	学習活動	観点	評価	入学時の障がいの状態
1				
2				
3				

## 行動の記録

第1学年	
第2学年	
第3学年	

## 総合所見及び指導上参考となる諸事項

第1学年	
第2学年	
第3学年	

## 出欠の記録

区分	授業日数	出席停止・ 忌引等の日数	出席しなければ ならない日数	欠席日数	出席日数	備考
1						
2						
3						

第 4 号様式を次のように改める。



第7号様式を次のように改める。

第7号様式（第17条関係）

年 月 日

〇〇〇教育委員会 様

学校名

学校長

## 卒業児童（生徒）通知書

学校教育法施行令第22条の規定により 年度卒業児童（生徒）の氏名を下記  
のとおり通知します。

記

年度 卒業児童（生徒）

児童生徒名	生年月日	住 所	保護者名	続柄



附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行日前に小学校に就学した児童に係る小学校児童指導要録又は中学校に就学した児童に係る中学校生徒指導要録は、なお従前の例による。ただし、当該児童生徒の属する学年において改正後の四日市市立小中学校管理規則に規定する小学校児童指導要録または中学校生徒指導要録を用いるときは、この限りではない。

(教育委員会学校教育課)

<議案参考資料>

議案第15号 四日市市立小中学校管理規則の一部改正について

1 改正の内容

(1) 第1号様式 児童又は生徒の指導要録

① (その1) 様式2 (指導に関する記録)

- ・ 「各教科の学習に記録」について従前の4観点から3観点に変更
- ・ 評定の記載位置を変更
- ・ 「各教科の学習に記録」に「外国語」を新規に記載
- ・ 「特別の教科 道徳」を新規に記載
- ・ 「外国語活動の記録」について観点の表記を変更
- ・ 特別支援学級用の様式2 (指導に関する記録) を新規に掲載

② (その2) 様式2 (指導に関する記録)

- ・ 「各教科の学習に記録」について従前の4観点から3観点に変更
- ・ 評定の記載位置を変更
- ・ 「特別の教科 道徳」を新規に記載
- ・ 特別支援学級用の様式2 (指導に関する記録) を新規に掲載

(2) 第4号様式 全欠、長欠児童生徒理由報告書

校長名印の「印」を削除する。

(3) 第7号様式 卒業児童 (生徒) 通知書

学校長印の「印」を削除する。

2 改正の理由

(1) 第1号様式 児童又は生徒の指導要録

学習指導要領改訂のため

(2) 第4号様式 全欠、長欠児童生徒理由報告書

総務部総務課による令和3年2月25日付「押印の整理方針」に基づき様式「全欠、長欠児童生徒理由報告書」の校長印の押印を廃止する。

(3) 第7号様式 卒業児童 (生徒) 通知書

総務部総務課による令和3年2月25日付「押印の整理方針」に基づき様式「卒業児童 (生徒) 通知書」の校長印の押印を廃止する。

3 施行期日

公布の日から施行

## 議案第16号

四日市市英語指導員任用規則の一部改正について

四日市市英語指導員任用規則の一部を改正する規則を次のように定めるものとする。

令和4年3月23日提出

四日市市教育長 廣瀬琢也

四日市市英語指導員任用規則の一部を改正する規則

四日市市英語指導員任用規則（令和2年四日市市教委規則第3号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(任期)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 任用が継続する期間は、<u>5年を超えることができない。</u></p>	<p>(任期)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 任用が継続する期間は、<u>ロングビーチ市から招致された英語指導員は4年、JETプログラムにより招致された英語指導員は5年を超えることができない。</u></p>
<p>(特別休暇)</p> <p>第14条 特別休暇は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>(5) <u>英語指導員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合</u> 一の年度において5日（当該通院等が体外受精及び顕微授精に係るものである場合に</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第14条 特別休暇は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p>

あつては、10日）の範囲内の期間

(6) (略)

(7) 女子の英語指導員が出産した場合  
 出産の日の翌日から8週間を経過  
 するまでの期間。ただし、産後6週  
 間を経過した女子の英語指導員が就  
 業を申し出た場合において医師が支  
 障がないと認めた業務に就く期間を  
 除く。

(8) 英語指導員が妻（届出をしないが  
 事実上婚姻関係と同様の事情にある  
 ものを含む。次号において同じ。）  
 の出産に伴い勤務しないことが相当  
 であると認められる場合 妻の出産  
 に係る入院等の日から当該出産の日  
 後2週間を経過する日までの期間内  
 における2日の範囲内の期間

(9) 英語指導員の妻が出産する場合で  
 あつてその出産予定日の6週間（多  
 胎妊娠の場合にあつては、14週  
 間）前日から当該出産の日後8週  
 間を経過する日までの期間にある場  
 合において、当該出産に係る子又は  
 小学校就学の始期に達するまでの子  
 （妻の子を含む。）を養育する参加  
 者が、これらの子の養育のため勤務  
 しないことが相当であると認められ  
 る場合 当該期間内における5日の  
 範囲内の期間

(10) 英語指導員が生後1年に達しな  
 い子の育児を行う場合 1日2回そ  
 れぞれ30分以内の期間 （男子の英

(5) (略)

(6) 女子の英語指導員が出産した場合  
 出産の日の翌日から8週間を経過  
 するまでの日。ただし、産後6週間  
 を経過した女子の英語指導員が就  
 業を申し出た場合において医師が支  
 障がないと認めた業務に就く期間を除  
 く。

(7) 英語指導員が生後1年に達しない  
 子の育児を行う場合 1日2回それ  
 ぞれ30分以内の期間

語指導員にあつては、その子の当該男子の英語指導員以外の親が当該英語指導員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）

(11) 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する英語指導員が、その子の看護をするため勤務しないことが相当であると認められる場合 5日の範囲内の期間（養育する子が複数の場合にあつては、10日とする。）

(12) （略）

(13) 女子の英語指導員が母子保健法（昭和40年法律第141号）の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間

(8) （略）

(9) 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する英語指導員が、その子の看護をするため勤務しないことが相当であると認められる場合 5日の範囲内の期間（養育する子が複数の場合にあつては、10日とする。）

(14) 英語指導員が、その配偶者、父母、子、配偶者の父母その他四日市市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（昭和60年四日市市規則第6号）で定めるもので負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護、要介護者の通院等の付添い、介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行及びその他の要介護者の必要な世話をを行うために勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において、5日（要介護者が複数の場合にあっては、10日とする。）以内で必要と認められる期間

(15) 引き続き在職した期間が1年以上であり、かつ、介護休暇開始予定日から93日を経過する日の翌日以降も引き続き在職が見込まれる（93日を経過する日から1年を経過する日までの間に任期が満了し、かつ更新がないことが明らかであるものを除く）英語指導員が、要介護者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合 当該要介護者ごとに、3回を超えず、かつ通算して93日の範囲内において必要と認められる期間

(16) 引き続き在職した期間が1年以上である英語指導員が、要介護者の

(10) 英語指導員が、その配偶者、父母、子、配偶者の父母その他四日市市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（昭和60年四日市市規則第6号）で定めるもので負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護、要介護者の通院等の付添い、介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行及びその他の要介護者の必要な世話をを行うために勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において、5日（要介護者が複数の場合にあっては、10日とする。）以内で必要と認められる期間

(11) 引き続き在職した期間が1年以上であり、かつ、介護休暇開始予定日から93日を経過する日の翌日以降も引き続き在職が見込まれる（93日を経過する日から1年を経過する日までの間に任期が満了し、かつ更新がないことが明らかであるものを除く。（以下同じ。）英語指導員が、要介護者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合 通算して93日の範囲内において必要と認められる期間

(12) 引き続き在職した期間が1年以上であり、かつ、介護休暇開始予定

介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一つの継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る前号の期間と重複する期間を除く）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合 1日につき2時間（当該英語指導員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間）を超えない範囲内で必要と認められる時間

- (17) 妊産婦である女子の英語指導員が、母子保健法第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受けるため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 妊娠満23週までは、4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数。）について、それぞれ、1日の正規の勤務時間等の範囲内で必要と認められる時間

- (18) 妊娠中の女子の英語指導員の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認める場合 適宜休憩し、

日から93日を経過する日の翌日以降も引き続き在職が見込まれる英語指導員が、要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一つの継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る前項の期間と重複する期間を除く）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合 1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間

- (13) 妊産婦である女子の英語指導員が、母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受けるため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 妊娠満23週までは、4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数。）について、それぞれ、1日の正規の勤務時間等の範囲内で必要と認められる時間

又は補食するために必要と認められる時間

(19) (略)

(20) (略)

2 前項第1号から第9号まで及び第17号から第20号までの特別休暇は有給とし、第10号から第16号までの特別休暇は無給とする。

(免職、休職等)

第29条 (略)

2 教育委員会は、英語指導員が次に掲げる場合においては、その意に反してこれを休職することができる。

(1) 第14条第1項第6号及び第7号に規定する場合を除くほか、英語指導員が病気（第32条第1項の疾病を除く。）負傷その他やむを得ない理由により勤務できない日が連続して20日（勤務を要しない日及び休日を含む。次項において同じ。）を超える場合

(休暇及び休職の手続き)

第33条 休暇を取得する場合には、予定日数（第14条第1項第20号の場合は、予定日数及び取得理由）をあらかじめ指導課長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ届け出ることができない場合は、その事由が止んだ後、

(14) (略)

(15) (略)

2 前項第1号から第4号まで及び第15号の特別休暇は有給とし、第5号から第14号までの特別休暇は無給とする。

(免職、休職等)

第29条 (略)

2 教育委員会は、英語指導員が次に掲げる場合においては、その意に反してこれを休職することができる。

(1) 第14条第1項第5号及び第6号に規定する場合を除くほか、英語指導員が病気（第32条第1項の疾病を除く。）負傷その他やむを得ない理由により勤務できない日が連続して20日（勤務を要しない日及び休日を含む。次項において同じ。）を超える場合

(休暇及び休職の手続き)

第33条 休暇を取得する場合には、予定日数（第14条第1項第15号の場合は、予定日数及び取得理由）をあらかじめ指導課長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ届け出ることができない場合は、その事由が止んだ後、



速やかに届け出なければならない。

速やかに届け出なければならない。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(教育委員会指導課)

<議案参考資料>

## 議案第16号 四日市市英語指導員任用規則の一部改正について

### 1 改正の背景

英語指導員の任期について、現在の規則では、任用が継続する期間が、ロングビーチ市から招致された英語指導員は4年、JETプログラムから招致された英語指導員は5年となっている。ここ数年、ロングビーチ市からの英語指導員について、応募者の数が減少傾向にあり、英語指導員の質の確保という点で危惧される場所である。ロングビーチ市からの英語指導員も、任用期間を最大5年とすることで、経験の長い英語指導員を確保できるようにしたい。ロングビーチ姉妹都市協会も任期について、5年に変更することを望んでいる。

また、本規則について、JETプログラムより送付される「招致外国青年任用規則」を基に作成している。令和4年度「招致外国青年任用規則」の改定に伴い、本規則の改正が必要である。

上記の2点について、それらに必要な規定を改正するものである。

### 2 改正の内容

- (1) 任期に係る規定の中で、任用が継続する期間を、ロングビーチ市から招致された英語指導員も5年に改正
- (2) 特別休暇に係る規定の中で、「不妊治療のための休暇」、「配偶者出産休暇」、「配偶者育児参加のための休暇」、「妊産疾病」、「妊産婦の休息・捕食」等を追加

### 3 施行期日

令和4年4月1日

## 令和3年度 第1回 四日市市教育施策評価委員会 概要(報告)

**【視察テーマ】** 本市の教育施策について

「生徒指導の充実～不登校児童生徒への支援体制の充実～」(基本目標2 豊かな人間性とコミュニケーション能力の育成)に係る施策の実施状況について

1. 日時 令和4年1月11日(火) 9時30分～11時15分
2. 視察場所 四日市市登校サポートセンター
3. 目的 四日市市学校教育ビジョンに基づく施策の展開について評価を行う
4. 出席者 <四日市市教育施策評価委員> 草薙 明(元四日市市立中学校長)  
岩崎 祐子(四日市大学総合政策学部特任教授)  
織田 泰幸(三重大学教育学部准教授)  
松崎 稚弓(元四日市市教育委員)  
岡田 真次(三重県立四日市西高等学校長)  
<登校サポートセンター> 福井 宣行副参事、阿部 明由アドバイザー  
<教育委員> 伊藤委員  
<教育委員会事務局> 内村教育監、杉本教育総務課長、稲毛教育支援課長、  
小林指導課長、早川指導課課長補佐、  
教育総務課政策G(渡部、吉田、山下、岡本)

## 5. 事務局からの報告

## ○教育総務課

- ・第3次四日市市学校教育ビジョン 施策の体系及び内容
- ・不登校対策に係る国の動向

## ○指導課

- ・教育相談体制の充実
- ・安心して過ごせる学級づくりの推進
- ・問題行動等の未然防止・早期発見・早期対応

## ○登校サポートセンター

- ・不登校児童生徒への支援体制の充実

## 6. 教育施策評価委員からの主な意見

**【組織対応】**

- 登校サポートセンターと小中学校の校内ふれあい教室が連携して、長期欠席児童生徒に対して教員間で組織的な対応がなされているなど、先進的な取組が実施されている。
- 不登校になる要因は個々の児童生徒によって異なるため、個別事案を一般化することはできないが、例えば、以下の観点で不登校児童生徒への対応事例を整理、分析し、今後の対応に活用していく必要がある。  
<不登校児童生徒への対応>不登校の要因、不登校児童生徒の状況、保護者の関わり  
<支援する組織の対応>対応事例、対応の経緯(学校、保護者、外部組織)、対応の効果

**【連携】**

- 四日市市の公立学校は、学校間(幼→小→中)での情報の伝達・共有を大切にしているという認識を持っていた。近年の教育改革において「チームとしての学校」における専門スタッフや保護者との連携・協力が重視されているが、登校サポートセンターの場合は、個人情報の管理など、外部と連携することが困難な状況があることを理解した。
- 高校入学段階で、保護者の了解のもと、生徒の状況や中学校での支援に関して引継ぎを行っている。今後も引き続き、この中高連携の取り組みをより充実させる必要がある。
- 不登校を支える市内のフリースクールなどの様々な民間施設や団体とも情報共有を行うなど、

本市の不登校対策について、役割を分担しながら支援できるよう連携を図る必要がある。

- 生徒指導関連の施策について、それぞれの進捗を総合的に点検し、教育委員会事務局関係各課の調整を誰が行うのか明確にしておくとともに、そのためのシステム構築をしておくことが必要である。

#### 【環境整備】

- 施設面について、色彩など心に負担がないように工夫されていたこと、また、食習慣や体力向上、コミュニケーションツールとしての遊びや運動器具が配置されているなど工夫されていた。
- 訪問した施設は、さまざまな事情（例：不登校、虐待、無気力、発達の課題）を抱えてここへ通うことになる子どもたちのための施設にふさわしく、壁の色や照明が明るい雰囲気であった。

#### 【人材確保】

- 人的配置について、利用者の増加に対応できるよう現段階で検討する必要がある。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが担っている役割は重要であることから、それぞれの人材を確保する必要がある。

#### 【広報】

- 発達障害や不登校はインターネットで情報を得ようとする保護者が多いことから、登校サポートセンターや校内ふれあい教室の様子やサポートの様子がわかる写真の公開も含め、様々なSNSを活用して周知を図る必要がある。

#### 【不登校対策】

- 登校サポートセンターを訪問する児童生徒数を減らすこと、つまり不登校それ自体を生み出さないことが大切であり、そのためには学校での通常の授業の質を高める必要がある。
- 文科省の調査でも、中学生の不登校のきっかけは、「学業不振」が上位に上がっている。卒業後の進路を狭めないためにも、学習指導にしっかり重点を置くべきである。登校サポートセンターでの学習指導のカリキュラム化、現役の教員の配置など、学業不振が不登校の理由にならないよう体制を整える必要がある。
- 不登校児童生徒の教育の在り方について、学校に復帰させることをその目標とするのか、その児童生徒らしい生き方をどう模索していくのか、生きていく力をどうつけるかなど、教育委員会としての方針を検討するとともに、オンラインを活用した取り組みについても検討を行う必要がある。

#### ◎評価

- 4年程前の視察時から見ると、隔世の感がある。ハード面、ソフト面ともに四日市の不登校対策に対する意気込みを感じる。
  - 登校サポートセンターでは、カウンセリングだけでなく、軽い運動や、華道、食事の準備など生活をしていく上で必要なスキルを身に付けることなど、心身のバランスを確保し、心の成長を支える取り組みを行っていることについて、評価できる。
  - 不登校児童生徒への支援体制の充実に係る施策について、
    - ・個別の施策の充実<縦方向の充実>（例えば、登校サポートセンターの施設の改修、担当職員配置の充実 等）
    - ・施策の拡充<横方向の充実>（例えば、登校サポートセンターへ通所できない児童生徒に対するアウトリーチの推進、不登校対策アドバイザーの配置、校内ふれあい教室の開設 等）
- の二面について、的確に施策推進がなされている。

## 令和4年2月議会(本会議)の質問質疑に対する答弁と今後の対応策等

## ◎代表質問

質問議員(会派)	質問・質疑等要旨	答弁者及び答弁要旨
三木 隆 (青雲会)	<p>○小中学校の再配置について 小中学校の再配置は困難な課題であるが、少子化の進展を中長期的に考えると、思い切って小中学校を集約し、規模の大きな学校を配置してはどうか。 本市では、学校規模等適正化計画において適正基準を定め、小・中学校の統廃合を行う物差しとしているが、適正基準を絶対として事後的に統廃合を検討するだけの先送り行政を改め、小・中学校の全市的な再配置計画を立てるべきと考える。「教育するなら四日市」にふさわしい学習環境と学校施設をすべての子どもたちに提供すべきと考えるがどうか。</p> <p>○子どもたちの学力格差について 教育するなら四日市と言いながら、子どもたちの学力が大きく塾等に依存しているのではないか。それにより、学力、就学環境の格差が生じているのではないか。何らかの手立てが必要ではないか。</p> <p>○部活動指導員について 部活動指導員はどのような人材を活用するのか。数多くある部活動を全て指導員で補うという見通しはあるか。</p> <p>○SSWについて SSWを拡充するというが、不登校やひきこもりなどの対応について、どのような課題があり、今後どのようにしていくのか。</p>	<p>(市長) 近年、学校現場へのICTの普及が急速に進んだことで、多様な考え方に触れる機会等、小規模校のデメリットを補うための選択肢が増えた。 一方、全国的に少子化の流れが加速する中、本市の児童生徒数も、今後10年間で約15%減少する見通しである。 学校規模等適正化計画では、特に、中学校において、一定規模の生徒集団による教育環境を確保していく方針を打ち出しており、地域の実情に応じた将来的な姿を見据えることから、四日市の子どもたちにとって望ましい学校のあり方と持続可能な学校配置について、国が推進するGIGAスクール構想や少人数学級の導入など、学校運営に関わる国の新たな動向を十分注視していく。</p> <p>(市長) 学校では、通塾や家庭環境の差が、子どもの学力に影響することのないよう、子どもの習熟度に応じた指導やICTを活用した授業を行い、一人一人の子どもの学力をしっかりと保障できるよう学校教育活動の充実を図っている。</p> <p>(市長) 再任用教員や非常勤講師などに留まらず、会社員、大学生などの指導経験、競技経験のある人材が指導員として活躍している。</p> <p>(市長) 不登校の子どもたちの背景には、家庭など様々な環境要因があることから、学校の教職員だけで環境要因に働きかけることは困難である。その為、家庭環境にアプローチし、医療や福祉などの関係機関につなぐ専門家であるスクールソーシャルワーカーの役割が重要である。</p>

## 令和4年2月議会(本会議)の質問質疑に対する答弁と今後の対応策等

## ◎代表質問

質問議員(会派)	質問・質疑等要旨	答弁者及び答弁要旨
中川 雅晶 (公明党)	<p>○「通学路安全対策について」 要対策箇所にかかる「対策済」「対策実施中」「対策予定年度」「検討中」等の進捗状況についてわかりやすく共有できるシステムを構築できないか。</p> <p>○GIGAスクール構想の更なる推進について ①デジタル教科書活用の拡充</p> <p>②不登校や障がいのある児童生徒の学びの保障に寄与する具体的活用促進</p> <p>③不登校や長期欠席児童生徒がタブレット端末で学習活動に参加した場合の出席扱いに関する取扱い</p> <p>○不登校児童生徒の支援について 校内ふれあい教室設置校と未設置校の格差是正および不登校対応教員配置計画の策定による支援体制の充実</p> <p>○インクルーシブ教育について 医療的ケア児支援法に基づく看護師の安定確保策の構築</p>	<p>(市長) 本市全体の道路の整備箇所は通学路だけではないことから、市民の方々に対して、通学路に限定し、進捗状況を公開することについては考えていない。</p> <p>(市長) ①デジタル教科書の活用は、教育効果が高く、多様な子どもたちのニーズにも対応することができ、これからの学校教育に必要不可欠なものである。本市独自の教材「のびゆく四日市」のデジタル教科書化し、デジタル教科書の拡充とともに、その教育効果を最大限発揮できるよう活用を推進していく。</p> <p>②登校できない児童生徒には、オンラインやオンデマンドによる学習機会を提供できる。発達障害や読み書きに困難さがある児童生徒には、マルチメディアデジー教科書を活用している。</p> <p>③出席扱いの要件、学習活動の評価、出席扱いを認める民間施設等を定めたガイドラインを策定し、学校はこれに基づいて出席の判断をしている。</p> <p>(市長) 登校サポートセンターを核として支援を行うとともに、全小中学校と連携した不登校支援体制の充実・強化を図っている。 不登校生徒数が多い中学校に、校内ふれあい教室を設置し、令和4年度には9校となる見込みである。9校における効果を検証するとともに、多様な学びの手法について検討していく。 未設置校には不登校対策アドバイザーが訪問して体制整備へのアドバイスをを行う。</p> <p>(市長) 医療的ケアサポーターの確保については、市立四日市病院からのOB・OGの看護師の紹介の協力など、関係部局が協力して取り組みを進めている。 他市における情報収集に努めるとともに、関係部局間の連携を図りながら、引き続き研究を進める。</p>

## 令和4年2月議会(本会議)の質問質疑に対する答弁と今後の対応策等

## ◎一般質問

質問議員(会派)	質問・質疑等要旨	答弁者及び答弁要旨
山口 智也 (公明党)	<p>○感染症対策としての自動水栓の導入促進 子どもたちを感染症から守るという観点から 公立小中学校についても施設改修時にトイレ 手洗い場の自動水栓化を進めていくべきでは ないか。 小中学校は災害時の指定避難所ともなり、積 極的に導入を検討すべきではないか。</p>	<p>(副教育長) 校舎改築の際、トイレの手洗いに自動水栓を整備すること とし、トイレ以外でも特別支援教室や保健室等の手洗いに 自動水栓を設置している。 一方、廊下の流しは、絵の具のパレットや習字のすずりを 洗うなど、手を洗う以外にも様々な用途で使用することか ら、手動式水栓を採用している。またステンレス製の流しの 自動センサーは誤作動の可能性がある事や、自動水栓は 停電時に作動せず水が出ない。 以上から、今後も自動水栓が適した箇所での整備を進め るとともに、大規模改修の機会には機能性や費用対効果を 調査研究していく。</p>
荒木 美幸 (公明党)	<p>○学校教育におけるフェーズフリーへの取り 組みについて 本市が取り組んでいる防災教育の現状と効 果及び鳴門市が取り入れているフェーズフ リーに対する考えについて。</p>	<p>(教育長) 児童生徒が自分の命を自分で守るために主体的に判断 し行動する力を育成することを目標として取り組んでいる。 具体的には、各校で学校防災教育計画の作成し、「防災 ノート」、「四日市市家族防災手帳」などの活用。防災に係 るさまざまな訓練の実施や消防署や地域等と連携した取り 組み、各教科で防災につながる学習内容の整理等。 効果としては、児童生徒の防災意識の向上及び災害時の 正しい行動の理解が挙げられる。 各校で作成している学校防災教育計画では、非常時につ ながる学習内容を各教科ごとに整理している。今後、非常 時を想定した防災教育に加え、日常の学校生活や各教科 の学習内容においても防災の視点を取り入れ、「防災の日 常化」の考え方を改めて全教職員で共通理解していく。</p>

## 令和4年2月議会(本会議)の質問質疑に対する答弁と今後の対応策等

## ◎一般質問

質問議員(会派)	質問・質疑等要旨	答弁者及び答弁要旨
<p>豊田 祥司 (日本共産党)</p>	<p>○子どもの貧困対策について ①現状の学校での相談体制はどうなっているか。</p> <p>②貧困家庭への大学、高校への進学支援について生徒や保護者へのアプローチはどうなっているか。</p>	<p>(教育長) ①市立全59小中学校にSCを配置し、児童生徒や保護者の心に寄り添う相談体制を構築している。 SSWの配置時間の拡充を図ってきており、貧困家庭の児童生徒を早期の段階で支援につなげていく相談体制も構築している。 また、学校やSSW、SCが「チーム学校」として連携し、早期の段階で生活支援や福祉制度につながるよう取り組みをすすめている。 学校には、貧困に関わる事案があれば、早期の段階で支援につなげられるよう周知を図っていく。</p> <p>(副教育長) ②進路指導は、生徒が自らの生き方を考え、将来に対する目的意識を持ち、自らの意志と責任で進路を選択決定する能力・態度を身に付けることができるよう、指導・支援する教育活動である。 懇談会や進路相談をする中で、経済的なことを理由に進学を断念せざるを得ない状況とならないよう、各種奨学金制度の情報提供及び相談に応じ、助言を行い、自らの能力や適性等にあった進路を主体的に選択できるように、支援を行っている。貧困家庭への支援メニューとして本市の奨学金制度のほか、国等の奨学金制度についても活用していただくことで、経済的な理由から進学をあきらめる・進路を変える子どもたちが出ないように、適切な進路指導を行っていく。</p>



## 令和4年2月議会(本会議)の質問質疑に対する答弁と今後の対応策等

## ◎一般質問

質問議員(会派)	質問・質疑等要旨	答弁者及び答弁要旨
石川 善己 (新風創志会)	○本市の名産品 お茶の振興について 全市的に学校で名産品・特産品の製造・作製に触れる体験や一層愛着を生む取り組みなどが重要だと思うが、今後の学校教育の中での取り組みをどう考えるか。	(教育長) 本市独自の副読本「のびゆく四日市」では、学習内容を子どもたちが育つ四日市を題材にしたものとしている。 今年度から試作している「のびゆく四日市デジタル教科書」にも、お茶を刈り取る様子や、かぶせ茶をつくるための黒いシートをかぶせている様子の動画を入れ、いつでもお茶づくりの様子を見ることが出来るようにしている。 コロナ禍の前は、ほとんどの小学校が地場産業にかかわる施設の見学を訪れ、実際に目で見て、触れる体験をしている。 素晴らしい本市の名産品を直接見て、触れて、感じて学ぶ機会は、子どもたちにとって貴重な体験であり、自分の住むまちに愛着をもつことにつながっている。 今後は、「のびゆく四日市デジタル教科書」では、実際に見学できない製茶工場での様子などの動画を掲載するなど、子どもたちがより地域の産物に興味関心がもてるよう、内容を工夫していく。 「ふるさと四日市」を題材とした学習を進める上で、体験的な活動を重視し、子どもたちの印象に残る取り組みとなるよう、関係部局等と連携し、四日市により愛着を持つことができる子どもの育成に努めていく。
諸岡 覚 (新風創志会)	○市内公立小中校の学校備品価格差のその後について ①令和3年2月議会で質問をしたが、その後の対策はどうなっているのか。  ②学校間の価格差は是正できたのか。  ③価格差について、保護者に対し説明を行ったか。	(副教育長) ①教育委員会としては学校指定物品の学校間の価格差を改善、保護者負担の軽減を図ることが重要であると考えている。保護者の要望は多様化しており、品質を維持しつつ価格抑制を行うほか、業者の新規参入、仕様、素材の変更などにより、選択肢として低価格の物品を増やすことも必要と考えている。 学校へは、学校指定物品検討委員会を設置し、保護者等学校関係者と共に検討を進めていくよう指示を行った。 その結果、男子制服で11校、女子制服で2校、ジャージで8校において最低価格を下げる事ができた。  ②各校の最低価格を令和3年度と令和4年度を比較すると、男子の詰襟制服では1.4倍程度から1.3倍程度に、女子セーラー服では1.2倍程度と変わらず、ジャージでは、1.6倍程度から1.4倍程度となった。 原材料費等の価格高騰による影響や女子制服では学校毎に形状が異なり製造数量が少ないため、新規業者の参入による価格抑制が困難な状況等もあるが、引き続き価格差の改善に向けた方策を検討していく。  ③保護者への情報提供については、来年度も引き続き、教育委員会で作成する全校の価格一覧表を学校に情報提供することで、学校の取り組みにつなげる。 また、学校が地域、保護者と共に、学校指定物品の検討を進めていくためには、保護者の意見を収集することが大切であるとする。令和4年度から導入する保護者連絡アプリや学校評価アンケート等を活用し、保護者の意見収集にさらに努めるよう指示していく。

## 令和4年2月議会(本会議)の質問質疑に対する答弁と今後の対応策等

## ◎一般質問

質問議員(会派)	質問・質疑等要旨	答弁者及び答弁要旨
<p>加納 康樹 (フューチャー 四日市)</p>	<p>○1人1台タブレット端末(ICT)の活用法について</p> <p>①本市における、「不登校児童生徒」や「新型コロナウイルス感染症の陽性が確認された児童生徒」等に対する、一人一台タブレット端末を活用した在宅学習は実施されているか。</p> <p>②出席・学習評価のガイドラインが確立しているのか否か。その成果を学習評価に反映することができるのか。</p> <p>③出席扱いを最終判断するのは校長か。</p> <p>④教育委員会として、一定基準を示すことは必要であるか考えるがいかか。</p> <p>⑤YSCP(四日市市の教育版BCP)を整えるべきだと思う。研究だけでなく、一步一步、進めてほしい。(意見)</p>	<p>(教育長)</p> <p>①不登校児童生徒について、小学校36人、中学校93人がオンラインで授業に参加した他、タブレットドリル等、ICTの活用が進んでいる。</p> <p>②令和3年度にガイドラインを策定し、学校ではそれに基づいて対応している。264人について出席扱いとし、14人について学習成果を評価に反映した。新型コロナウイルス感染症に係る児童生徒の出欠席の取扱いについては、出席停止としている。感染が不安で欠席する児童生徒についても、感染経路が不明な陽性者が急激に増えている状況などで、合理的な理由がある場合は出席停止としている。オンライン学習においても教科等の指導計画に位置づけ、児童生徒の学習状況や成果が適切に把握することができる場合、学習評価に反映することができるとしている。</p> <p>③市のガイドラインに基づいて校長が判断している。</p> <p>④オンライン学習内容が教育課程に位置づいていることが前提である。評価の在り方等は研究が必要と考えている。現時点では、国は出席停止の扱いである。</p>

## 令和4年2月議会(本会議)の質問質疑に対する答弁と今後の対応策等

## ◎一般質問

質問議員(会派)	質問・質疑等要旨	答弁者及び答弁要旨
土井 数馬 (市民eyes)	<p>○《新型コロナウイルス対応》社会活動への懸念と憂い            保育園・幼稚園・小中学校の場合でも行事や催し物にコロナ禍がもたらす影響は大きく、子ども達や児童・生徒の成長、学習や練習の成果の発表の場がなくなる。楽しみにしている小・中学生等の思いには、どのように対応していくのか</p>	<p>(教育長)            「生きる力」「共に生きる力」を育成するためには、教室などで学ぶ教科等の学習だけでなく、学校行事が重要な役割を果たしていると認識している。さらに、学校行事は、地域に公開することによって、保護者及び地域に子どもたちの成長を実感してもらったり、地域とともにある学校について理解してもらったりできる貴重な機会である。学校行事の持つ意義、重要性を再認識するとともに、より良い学校行事を実施していく。</p>
荻須 智之 (政友クラブ)	<p>電子図書の貸し出しについて            ①コロナ禍における当市の図書館の利用者にかわりはないか。</p> <p>②コロナを機会に電子図書館を導入している市も見受けられるが、当市での電子書籍の導入はどのような計画になっているか。</p> <p>③電子図書館には、来館しなくても書籍の検索、貸出、返却だけでなく音声読みあげ対応が出来ることから、書籍による読書が困難な方が読書を楽しむことが出来るメリットがあると思うがいかがか。</p> <p>④紙と電子の二本立てで蔵書を購入維持する必要があり、財政的には大きな予算が必要になるが市にその覚悟はあるか。</p>	<p>(副教育長)            ①コロナ禍における臨時休館の実施や利用状況の変化により、令和2年度の図書館の年間入館者数はコロナ禍前の7割程度である19万人に減少している。</p> <p>②電子図書館導入は新図書館整備にあたって検討する事項の1つと考えており、先進都市からの情報収集や講習会に参加するなど導入に向けた研究を開始したところである。</p> <p>③電子図書館は電子書籍を取り揃えていることからデジタル特有の様々なメリットがあり、全ての方に紙書籍とは異なる読書の楽しさを広げるものである。図書館を利用しなくても出来なかった方に対し、図書館サービスの提供が可能となること、読書離れが進むといわれる若い世代が、スマートフォンで気軽に読書を始めやすいことから新たな利用者の獲得が期待できるものとする。</p> <p>④紙書籍と電子書籍の機能的役割を踏まえたうえで、ニーズを把握し電子書籍として予算を投入する図書のジャンルを決定するなどの検討が必要である。今後の電子書籍の充実の動向にも注意を払いつつ、市民の紙書籍と電子書籍の両方に対する多様なニーズに応えるべく検討を進めていく。</p>

## 令和4年2月議会(本会議)の質問質疑に対する答弁と今後の対応策等

## ◎一般質問

質問議員(会派)	質問・質疑等要旨	答弁者及び答弁要旨
森川 慎 (青雲会)	<p>○新型コロナウイルス感染症による後遺症について</p> <p>①子どもたちのこれまでのCOVID-19の陽性判定者数(割合)を確認したい。</p> <p>②予防対策は当然として、後遺症も認識してほしい。特に子どもたちが理不尽な不利益を被らないよう、つらい思いをする子どもがいないよう努めてほしい。</p>	<p>(副教育長)</p> <p>①令和2年4月に初めて、本市の児童生徒において、新型コロナウイルス感染症の陽性者を確認した。その後、令和4年2月20日現在、約2万3千人の児童生徒のうち、小学生482人、中学生203人、合わせて685人が陽性となった。全体のうち約3%の児童生徒にあたる。</p> <p>②学校現場からは、療養期間後に登校した児童生徒の中には、「元気がでない」、「体育後の疲労感」などの様子がみうけられることもあったと報告を受けているが、徐々に回復し、継続した症状があるという報告はない。</p> <p>一方、保護者から保健所への相談においては、罹患後に、睡眠障害や咳症状の再出現というような事例がある。このような事例を各小中学校に周知することで、教職員は、新型コロナウイルス感染症療養後に、継続した体調不良が生じる場合があるという視点を持ち、児童生徒の健康状態を把握の上、さらに児童生徒の実態に応じた対応にあたる。</p> <p>学校復帰にあたっては、体調面の他にも心理面での不安を覚える児童生徒が少なくない。療養期間中から家庭と連携して、心身の健康状態や生活習慣の把握に努め、安心して学校復帰できるよう、引き続き、健康観察や授業での配慮等の対応を行う。加えて、児童生徒の状況に応じて、担任や養護教諭、スクールカウンセラーによる相談を行い、本人の不安感の解消に努め、児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう努めていく。</p>

## 令和4年2月議会(予算常任委員会:分科会)の質問質疑に対する答弁と今後の対応策等

## ◎令和4年度当初予算(四日市市奨学金支給事業)

質問議員(会派)	質問・質疑等要旨	答弁者及び答弁要旨
豊田 政典 (青雲会)	<p>①素晴らしい施策なので、新型コロナウイルス感染症に関わらず進めていってほしい。令和3年度の募集定員と実績は。</p> <p>②今後、定員を超える応募があった場合、予算を理由に断るのではなく、未来を担う子どもたちのために補正で対応していってほしい。(意見)</p>	<p>(教育総務課長)</p> <p>①募集定員は当初予算で50名。8月の追加補正で50名。併せて100名の募集を12月にかけて、応募実績は89名。</p>
森川 慎 (青雲会)	<p>①この制度は年度途中の申し込みも可能なのか。</p> <p>②採用者の高校生と大学生の内訳は。</p>	<p>(教育総務課長)</p> <p>①定期募集を想定し制度設計しており、随時ではない。ただ、令和4年度については100名募集に対して89名の採用なので、予算の残りの状況を見て有効に活用したいと考えている。</p> <p>②高校生が46名、大学生等が43名。</p>
中川 雅晶 (公明党)	<p>①定員100名に対し、89名の応募があったとのことだが、応募があった学校の偏りはなかったか。</p> <p>②告知の方法について、今後、検討分析の余地はあるのでは。</p> <p>③周知は学校で、申請は各個人で行うのか。</p> <p>④そもそもこの事業を教育委員会でしないといけないのかという思いはある。継続して事業を行うと、何年にもわたって返済の管理をしないといけないことになり、若者支援という目線で考えると教育委員会だけでやるのは合理的ではないのでは。事業自体に異論はなく、できれば新型コロナウイルス感染症の対応枠とは関係なく、毎年100名の応募をしていってほしい。今後、市長部局ともすり合わせていってほしい。(意見)</p>	<p>(教育総務課長)</p> <p>①全校満遍なくということではないが、極端な偏りはなかった。</p> <p>②12月に募集をかけたところ、三者懇談で学校から保護者に周知してもらった。令和5年度の募集の際には、周知の方法について検討していきたい。</p> <p>③そのとおり。</p>

## 令和4年2月議会(予算常任委員会:分科会)の質問質疑に対する答弁と今後の対応策等

## ◎令和4年度当初予算(アセットマネジメント基金と小中学校の施設整備について)

質問議員(会派)	質問・質疑等要旨	答弁者及び答弁要旨
豊田 政典 (青雲会)	<p>①アセットマネジメント基金を小中学校整備に使う場合と使わない場合の違いを教えてください。</p> <p>②学校施設整備基金はどういう場合につかうのか。いつから始まったのか。</p> <p>③アセットマネジメント基金について、平成29年度当時に試算した学校施設の費用は精査できていないと聞いた記憶があるが、今回の資料の試算は精査が終わった上での金額か。</p> <p>④新しい学校は子どもの気持ちも違う。長く使えばいいという財政部主導的な考え方一辺倒でなく、教育現場の観点から子どもの教育環境を主張してほしい。改築や改修の整備予算要求において教育委員会の要求は認められているのか。</p>	<p>(教育施設課長)</p> <p>①今回の改修には使わない。建替えピーク時に使う予定と財政課から聞いている。</p> <p>②条例では教育環境整備に充てる場合に限るとしており、また基金の取崩しは市の財政状況によるため、財政部局とも相談して決めていくと考えている。基金は平成15年度から積立を行っている。</p> <p>③今回の資料は学校施設がそのまま残った場合の精査後の金額を示した資料である。</p> <p>④財政部局には、十分に予算を付けてもらっている。これ以上の予算がついても、執行体制が追い付かない。</p>
中川 雅晶 (公明党)	<p>①バリアフリー法改正により学校が適合義務の対象に追加されたが、教育委員会としてどうしているのか。</p> <p>②国の財政支援の引上げもある中で、改築以外でも学校施設のバリアフリー化について検討してもらいたい。</p>	<p>(教育施設課長)</p> <p>①改築時にはバリアフリー法に沿った整備を行い、改修時は建物構造に関係する所は手を加えていないという状況である。</p> <p>②改築以外でも、この補助金を活用し、中学校給食の関係でエレベーターを中学校に設置してきている。それ以外で新たに何かをしていくという所までは考えていない状況である。</p> <p>(副教育長)</p> <p>②様々な要望も、取り入れられる所はこれまででも取り入れている。その中で、国の方針に沿って児童生徒に快適な環境を提供するのが教育委員会の役目と認識しており、国の示す補助メニューがあれば、できるだけところで努めてまいりたい。</p>
小川 政人 (政友クラブ)	<p>施設整備について、基金を貯めてから行うより、今借金して整備すべきと思う。今便利な教育を受けさせてあげて欲しい。</p>	<p>(副教育長)</p> <p>利便性の面では委員の意見も分かる。一方、現在の校舎の耐用年数の点や、将来必要な多額の経費に備えて一定基金として蓄える必要があることや、財政見直しをしながら基金の執行を行うことも必要と考える。</p>
日置 記平 (政友クラブ)	<p>①基金に積み立てる余剰の資金があるなら、学校施設に思い切って投資し、市民の喜びを得られれば、最高の投資になるのではないか。</p> <p>②学校の更新計画は何年先までなのか。</p>	<p>(副教育長)</p> <p>①議員の意見も理解する。一方で、現有資産の活用、将来の学校施設の在り方、長寿命化計画の視点から、今後検討を進めていきたい。</p> <p>②学校施設としては40年間の計画がある。それを基に総合計画と合わせて10年の施設整備計画を前回の所管事務調査で示した。その中の3年間で推進計画にあげている。</p>

## 令和4年2月議会(予算常任委員会:分科会)の質問質疑に対する答弁と今後の対応策等

## ◎令和4年度当初予算(学校給食運営費)

質問議員(会派)	質問・質疑等要旨	答弁者及び答弁要旨
中川 雅晶 (公明党)	小学校の給食費の公会計化について、何がどう変わるのか。	(学校教育課長) 今までは学校を経由して、給食費を納めてもらっていたが、公会計化後は、市が給食費を徴収する。また、給食費の督促についても市で行うこととなる。
日置 記平 (政友クラブ)	家庭状況等によって給食費が未払いとなる児童もいると思うが、そうした児童の学校生活に影響が出ないように対応してほしいがどうか。	(学校教育課長) これまでどおり、児童の不利益とならないよう学校とともに十分配慮したい。

## 令和4年2月議会(予算常任委員会:分科会)の質問質疑に対する答弁と今後の対応策等

## ◎令和4年度当初予算((仮称)四日市市学校給食センター整備運営事業)

質問議員(会派)	質問・質疑等要旨	答弁者及び答弁要旨
村山 繁生 (フューチャー 四日市)	中学校給食センター整備事業費について、原材料価格が高騰する中で、契約先の業者に対して今の段階で原材料を確保するようにアドバイスするなど工夫することで施設整備金額の上昇を抑えられないか。	(学校教育課副参事) 給食センターの整備においては、契約書に物価変動を見越した契約金額の変更に関する規定があり、事業者が安価に原材料を調達できたとしても、契約内容に従って契約金額の変更の協議を行うこととなる。



## 令和4年2月議会(予算常任委員会:分科会)の質問質疑に対する答弁と今後の対応策等

## ◎令和4年度当初予算(少人数学級拡充事業費)

質問議員(会派)	質問・質疑等要旨	答弁者及び答弁要旨
豊田 政典 (青雲会)	○習熟度別授業の現状について 公立学校の課題の一つとして、個々の習熟度が違うために授業がつまらない、ついていけなくなったことがあるが、その対策として習熟度別授業が効果的と考えるならば、拡大していくべきである。	(指導課長) 各校で算数数学を中心に実施している。他教科については、各学校で取組は違うが、少人数加配等を活用して実施している。 習熟度別授業については、児童生徒が自分でコースを選択する機会が多い。一人一台タブレットを利用し個別最適化された授業も今後行っていく。

## 令和4年2月議会(予算常任委員会:分科会)の質問質疑に対する答弁と今後の対応策等

## ◎令和4年度当初予算(新教育プログラム推進事業)

質問議員(会派)	質問・質疑等要旨	答弁者及び答弁要旨
<p>村山 繁生 (フューチャー 四日市)</p>	<p>①論理言語力検定は、令和3年度も実施しているのか。結果や検証はこれからか。</p> <p>②コロナ禍の影響で学力が低下していることはないか。</p> <p>③ネイティブの派遣を拡大しているが、英会話ができるようになってきているのか。</p>	<p>(指導課長)</p> <p>①令和3年度は、全中学校で実施。新教育プログラムの効果を検証する。3年生の2学期に実施。各学校に結果を配付。今後分析をし、検証をしていきたい。</p> <p>②グループ活動の自粛による協働的な学びの部分が欠けてしまった可能性はあるが、学力が低下したり必要な力が身につけていないとは考えていない。</p> <p>③前回の学力調査の英語は全国よりも上回っていた。英検IBAの結果も年々伸びている。YEFのパフォーマンステストにより子どもたちが話せるようになってきているところはある。</p>
<p>中川 雅晶 (公明党)</p>	<p>①英検IBAを選択した理由を説明してほしい。</p> <p>②英検の助成(教育機会の格差)について、どう考えているか。</p>	<p>(指導課長)</p> <p>①英検IBAは2技能の検定。英検よりも費用は安い。子どもたちの英語への興味関心をいだけさせることに意味がある。</p> <p>②現在のところ助成を考えてはいない。</p>

## 令和4年2月議会(予算常任委員会:分科会)の質問質疑に対する答弁と今後の対応策等

## ◎令和4年度当初予算(学びの一体化推進事業)

質問議員(会派)	質問・質疑等要旨	答弁者及び答弁要旨
豊田 政典 (青雲会)	小学校に教科担任制を導入する動きがあるが、どのような効果があるのか。	(指導課長) 令和2年度から2校で教科担任制の研究を進めている。令和4年度から高学年において本格実施したい。複数の教職員の目で子どもを見ることができると、教材研究を深められることなどメリットがある。

## 令和4年2月議会(予算常任委員会:分科会)の質問質疑に対する答弁と今後の対応策等

## ◎令和4年度当初予算(部活動サポート事業)

質問議員(会派)	質問・質疑等要旨	答弁者及び答弁要旨
中川 雅晶 (公明党)	<p>①部活動の規程の策定など、検討会で精査されているのか。</p> <p>②朝練習も含めた時間の設定を考えてみてはどうか。学校間の連携や地域団体に集まって練習するなど、質の向上が見込めるかと思うがどうか。</p>	<p>(指導課長)</p> <p>①あり方検討会で話し合い、ガイドラインがある。先生の勤務時間縮減も踏まえ、部活動の活動日や活動時間を検討していく。</p> <p>②現在土日1日、平日1日休みにしている。また、平日は2時間までとしている。 各競技種目における休日の拠点型活動について、令和4年度に剣道を候補種目として試行的に導入。先進市を視察して取り組みに生かす。</p>
小田 あけみ (フューチャー 四日市)	<p>①教育委員会とスポーツ課との連携はどのような状況か。</p> <p>②文化系部活動の導入の検討状況はどうか。</p>	<p>(指導課長)</p> <p>①四日市には7つの総合型スポーツクラブがある。管轄はスポーツ課になるので、連携してやっていきたい。</p> <p>②楠スポーツクラブでは、文科系の指導者がいる。文科系との連携も進めていきたい。</p>
笹岡 秀太郎 (政友クラブ)	<p>①スポーツ庁では、企業で活躍したアスリートを掘り起こして地域に生かす事業を行うが、本市でも国の動きに応じた予算は計上されているのか。</p> <p>②スケートボードなど新たな競技が注目されているが、そのような指導者やクラブは本市には少ない、この点についてはどうか。</p>	<p>(指導課長)</p> <p>①企業でスポーツ実績のある方についても部活動指導員として活躍していただきたい。</p> <p>②学校の部活動に新しい競技を入れることは難しいと考える。地域スポーツと企業と学校が連携する仕組みづくりができればいい。</p>
豊田 政典 (青雲会)	<p>①部活動は学習活動の一環か、段階的な地域移行は文部科学省の方針か。</p> <p>②総合型地域スポーツクラブは市内7か所だけで各校と連携していけるのか。</p>	<p>(指導課長)</p> <p>①学校教育活動の位置づけ。働き方改革も含めた部活動の地域移行として取り組んでいる。</p> <p>②市内全てのスポーツクラブが学校と連携するのは難しい。今後検討していきたい。</p>

令和4年2月議会(予算常任委員会:分科会)の質問質疑に対する答弁と今後の対応策等  
 ◎令和4年度当初予算(「チーム学校」推進事業)

質問議員(会派)	質問・質疑等要旨	答弁者及び答弁要旨
<p>中川 雅晶 (公明党)</p>	<p>①スクールロイヤーの活用をどのようにしているのか。</p> <p>②相談員もOBではなく、スキルのある方を配置しなくてよいのか、24時間相談を要求するべきではなかったのか。</p> <p>③議案に対する市民の意見募集「いじめに関して隠ぺい体質、根絶できていない」等の意見に対してどう考えているのか。</p>	<p>(指導課長)</p> <p>①弁護士にいじめの授業を行ってもらい、弁護士の立場からいじめについて話をしてもらう。教職員への研修も実施する予定である。しかし、常駐は難しい。</p> <p>②事業をスタートして相談状況をみながら予算要求も検討していきたい。24時間相談の必要性も感じているが、来年度は、まず一歩進めたい。 相談員への研修等も行う予定である。</p> <p>③本市のいじめ認知件数は、全国平均と比べて少ない。未然防止の観点から些細な事でも見逃さないように学校へ依頼している。内容的に全てを公開できない場合もある。少しでも早期解決できるよう組織で対応することを大事にしていきたい。</p>
<p>小田 あけみ (フューチャー 四日市)</p>	<p>①スクールカウンセラーの不足分の対応は、同じ方を派遣できるようにできないか。</p> <p>②SNS相談アプリについて、指導課相談員は、どういう方か。相談の秘密は守られるのか。</p>	<p>(指導課長)</p> <p>①学校の希望に応じて対応できるようにしている。SSWとの連携しながら、有効的に活用できるようにしたい。</p> <p>②いじめ相談等の退職校長2名。相談の秘密は守る。</p>
<p>笹岡 秀太郎 (政友クラブ)</p>	<p>予算額は経年的にみて多いのか。例えば予算を10倍にしたら問題は解決するのか。</p>	<p>(指導課長)</p> <p>徐々に増やしていくようにしたいと考えている。予算は多い方がよい。予約状況も余裕ができる。</p>
<p>豊田 政典 (青雲会)</p>	<p>①ここ数年間でスクールカウンセラー等を配置してきたが、その効果を知りたい。</p> <p>②SNS相談アプリについて、事業導入は効果があるのか。</p>	<p>(指導課長)</p> <p>①例えば家庭に様々な問題があり登校できなかった児童生徒について、SSWが入ることで登校が可能となることがあった。関係機関と家庭がつながることで解決できることがある。</p> <p>②学校とは違う切り口で、講師が相談アプリの大切さについて、授業をしてもらい、効果は期待できると考えている。</p>
<p>日置 記平 (政友クラブ)</p>	<p>学力向上も重要であるが、道徳教育や人権尊重など、心の育む教育に重点を置くことも重要である。いじめ問題についても、現場の教職員が一番把握しているのだから、心の教育をしっかりと行うことが第一ではないか。</p>	<p>(指導課長)</p> <p>道徳も教科化されており、学校における道徳教育の充実は重要と考えている。道徳教育だけでなく、自分の将来的な展望や自分や他者を大切にすることなど複合的に学んでいくことが義務教育課程と考えている。</p>

## 令和4年2月議会(予算常任委員会:分科会)の質問質疑に対する答弁と今後の対応策等

## ◎令和4年度当初予算(四日市版コミュニティスクール推進事業費)

質問議員(会派)	質問・質疑等要旨	答弁者及び答弁要旨
豊田 政典 (青雲会)	学校教育は、教育委員会や学校が責任を持って方針を定め実施するべきである。学校運営協議会が踏み込みすぎること危惧するが現状はどうか。	(指導課長) 本年度から全校実施。学校教育ビジョンの実現に向け、意見や協力をいただいている。毎年、取組内容の報告を受けている。現状で大きな課題、問題点は報告されていない。
中川 雅晶 (公明党)	アフターコロナに向けて、コミュニティスクールをどのように活用していくのか。	(指導課長) コロナ禍で今まで行ってきた取組の精査を各学校で行っている。精査の結果、今後に生かせるようなものになりたい。
土井 数馬 (市民eyes)	卒業式などの学校行事については、地域の意見も取り入れながら実施していく必要があるが現状はどうか。	(指導課長) 行事等については、各学校において運営協議会の委員長やPTA会長等々と協議しながら実施している。

令和4年2月議会(予算常任委員会:分科会)の質問質疑に対する答弁と今後の対応策等  
 ◎令和4年度当初予算(ICT活用による学習環境整備事業)

質問議員(会派)	質問・質疑等要旨	答弁者及び答弁要旨
<p>中川雅晶 (公明党)</p>	<p>①オンデマンドの学習環境整備も個別学習に必要と考えるが、今回の予算に含まれているのか。</p> <p>②特に中学校において、教科ごとの重要なポイントについて教育委員会独自で動画作成するなど時代の変化に合わせた教材の在り方についても検討すべきである。</p> <p>③ICTを活用した障害のある子どもへの教育は研究しているか。</p>	<p>(指導課長)</p> <p>①オンデマンドの取組については、昨年度から導入している「学んでE-net!」に、四日市ならではの動画配信コーナーがある。</p> <p>②NHKforschoolなど無料教材も紹介していきたい。</p> <p>(教育支援課長)</p> <p>③個別学習支援ソフトウェアは、学年をさかのぼって学習することができるので、その子に応じた教材として使うこともできる。また、1人1台タブレットの導入により特別支援学級において様々なソフトウェアやデジジー教科書の活用も進んでいる。</p>
<p>豊田 政典 (青雲会)</p>	<p>①個別学習支援ソフトウェアが少人数学級におけるデメリットの解決手段になるとのことだが具体的に説明してほしい。</p> <p>②学校や家庭でどういった活用を想定しているのか。</p> <p>③個別学習支援ソフトウェアの導入のほかICTを活用した「協働的な学び」があるが、具体的な内容を確認したい。</p>	<p>(教育支援課長)</p> <p>①算数、数学でAI機能あり、子どもの学力に応じた問題が提示されるので、個別の学力に応じた学習や指導が行える。</p> <p>②朝学習の時間や授業の最後の10分間でこのソフトウェアを利用して復習することもできる。また、家庭では宿題として活用することも可能である。</p> <p>③すでにタブレットに入っている協働学習用のツールを使い、動画やデジタル教科書を利用していく。また、他校や海外とつなげた授業を行うことも可能である。企業との連携においても、オンラインによる社会見学がすでに始まっている。</p>

## 令和4年2月議会(予算常任委員会:分科会)の質問質疑に対する答弁と今後の対応策等

## ◎令和4年度当初予算(不登校対策推進事業)

質問議員(会派)	質問・質疑等要旨	答弁者及び答弁要旨
<p>中川 雅晶 (公明党)</p>	<p>①教職員の働き方改革の課題もある中、長期の不登校対策について見直す余地はあるか。</p> <p>②校内ふれあい教室の専任教職員について、講師が不足する中でどのように確保するか。教育現場の労働環境を改善し、学生等に本市の学校を選んでもらえるよう努力してほしい。</p>	<p>(教育支援課長)</p> <p>①当面は現在の取り組みを続けていくが、持続可能な体制でなければならない。校内ふれあい教室の効果等について検証していきたい。</p> <p>(学校教育課長)</p> <p>②大学に赴いて募集活動を行っている。</p>
<p>森川 慎 (青雲会)</p>	<p>教職員の処遇改善で、市単独で行えることはあるのか。</p>	<p>(教育監)</p> <p>本市独自に採用する講師については給与額等の決定権を持っているが、大半の教職員は県職であるので、権限を持っていない。</p>
<p>笹岡 秀太郎 (政友クラブ)</p>	<p>①費用対効果はどうか。</p> <p>②経年的に見て不登校は減っているか。</p> <p>③不登校児童生徒数を市民と共有するとよい。</p>	<p>(教育支援課長)</p> <p>①この施策で不登校数が激減するとは言えない。全ての不登校を否定するものではない。</p> <p>②H30年度に一旦減ったが、その後増えている。全国と同様の傾向が出ている。</p>



令和4年2月議会(予算常任委員会:分科会)の質問質疑に対する答弁と今後の対応策等  
 ◎令和4年度当初予算(インクルーシブ教育推進事業)

質問議員(会派)	質問・質疑等要旨	答弁者及び答弁要旨
<p>中川 雅晶 (公明党)</p>	<p>①医療的ケアの方針や計画、障害児教育の方針を教育委員会として持っているか。</p> <p>②そのガイドラインはホームページにアップされているか。</p> <p>③医療的ケア児への対応は十分か。</p> <p>④大阪府豊中市では、教育委員会が看護師を採用するのではなく、市立豊中病院で採用し、そこから派遣してもらっている。この点についてどう考えるか。</p> <p>⑤医療的ケアや合理的配慮について教育委員会が独立機関として方針を立てて提言してはどうか。</p>	<p>(教育支援課長)</p> <p>①四日市市医療的ケア実施校ガイドラインを作成した。</p> <p>②していない。</p> <p>③本年度は看護師を配置できている。来年度は対象児の増加に合わせた配置を検討しているが、余剰で待機していただく看護師はいない状況。</p> <p>④市立四日市病院と連携し看護師の募集について一緒に検討していくなど、引き続き研究を進めていく。</p> <p>(教育長)</p> <p>⑤学校教育ビジョンや学校教育指導方針に記載しているが、体制を含めてブラッシュアップしていきたい。</p>

令和4年2月議会(予算常任委員会:分科会)の質問質疑に対する答弁と今後の対応策等  
 ◎令和4年度当初予算(四日市子ども科学セミナー事業費)

質問議員(会派)	質問・質疑等要旨	答弁者及び答弁要旨
<p>村山 繁生 (フューチャー 四日市)</p>	<p>①この事業の対象学年は何年生か。全小学校中学校が対象か。</p> <p>②将来的には水素の利活用が進むと考えられる中で、当事業においても水素に対する学習や実験を取り入れてほしいがどうか。</p>	<p>(教育支援課長)</p> <p>①対象は小中学生としているが、企業ブースは内容によって対象学年を設定している。子ども科学セミナーは夏休みに行うイベントなので、申込者が対象である。</p> <p>②水素エネルギー等を含んだ内容にも触れてもらえるよう次年度の企画会議で提案したい。</p>

## 令和4年2月議会(予算常任委員会:分科会)の質問質疑に対する答弁と今後の対応策等

## ◎令和4年度当初予算(久留倍官衙遺跡公園管理運営費)

質問議員(会派)	質問・質疑等要旨	答弁者及び答弁要旨
村山 繁生 (フューチャー 四日市)	<p>①久留倍官衙遺跡公園の活用として、VRやARは検討しているか。</p> <p>②来場した人に、より興味を持ってもらえるような取組みが必要と考える。</p>	<p>(社会教育・文化財課長)</p> <p>①ドローンによる空撮や遺跡の解説を、ホームページに動画で掲載している。VRやARの活用は、費用対効果を考えながら検討していく。</p>
豊田 政典 (青雲会)	<p>先日、久留倍官衙遺跡公園へ行ったが、人が少なかった。建物の復元はもうしないのか、中途半端な印象だ。</p>	<p>(社会教育・文化財課長)</p> <p>公園整備は完了した。今以上の復元はしない。団体見学の申し込みなど、コロナ禍で断っている面もあるが、常時であれば公園ボランティアによる説明があったり、季節によっては、万葉の花の観賞ができ、活気はある。引き続きPRに努める。</p>

## 令和4年2月議会(予算常任委員会:分科会)の質問質疑に対する答弁と今後の対応策等

## ◎令和4年度当初予算(市指定文化財「旧四郷村役場」保存整備活用事業)

質問議員(会派)	質問・質疑等要旨	答弁者及び答弁要旨
豊田 政典 (青雲会)	①旧四郷村役場について、リニューアル後の展示は地元保存会が運営するのか。  ②建物が四日市の宝であり、新しい展示では役場としての歴史を伝える工夫をしてほしい。期待している。(意見)	(社会教育・文化財課長) ①展示の運営には引き続き地元保存会が行ってもらう。

令和4年2月議会(予算常任委員会:分科会)の質問質疑に対する答弁と今後の対応策等  
 ◎令和4年度当初予算(四日市市文化財保存活用地域計画策定事業)

質問議員(会派)	質問・質疑等要旨	答弁者及び答弁要旨
土井 数馬 (市民eyes)	<p>①地域計画策定協議会は今までなかったものか。</p> <p>②特に無形の文化財は、コロナ禍で実施できず継承が難しくなっている。こうした問題についても協議してほしい。協議会における協議の中間報告もしてほしい。(意見)</p>	<p>(社会教育・文化財課長)</p> <p>①文化庁の指導で、地域計画は令和2年度から策定しており、その際に協議会は発足した。</p>

## 令和4年2月議会(予算常任委員会:分科会)の質問質疑に対する答弁と今後の対応策等

## ◎令和4年度当初予算(図書館維持管理費)

質問議員(会派)	質問・質疑等要旨	答弁者及び答弁要旨
笹岡 秀太郎 (政友クラブ)	<p>○図書館施設設備の改良について</p> <p>①和式トイレ2カ所を洋式1カ所となっているのは経費上の問題か。それともスペースの問題か。</p> <p>②利用者のニーズは賅えるのか。</p> <p>③働く職員の環境整備を整えることは大事なことであるので職員用のトイレについても、予算要求してはどうか。</p> <p>④換気対策やウイルス対策や抗菌化など整備が必要な箇所はないのか。</p>	<p>(図書館長)</p> <p>①やはり面積の問題によるものであり、2カ所から2カ所への対応は難しかったため、1カ所とし、ベビーカーも入るスペースを設けることとしている。</p> <p>②どちらかという洋式を利用される方が多いことから問題はないと思われる。</p> <p>③検討していきたい。</p> <p>④老朽化による空調の整備や屋上の防水対策、トイレの配管などについては対策を進めている。</p>

## 令和4年2月議会(予算常任委員会:分科会)の質問質疑に対する答弁と今後の対応策等

## ◎令和4年度当初予算(図書館資料整備・人権啓発拠点推進事業費)

質問議員(会派)	質問・質疑等要旨	答弁者及び答弁要旨
土井 数馬 (市民eyes)	<p>①平成30年度から令和2年度まで予算額、受入冊数もほとんど変わらないが新図書館に向けての準備はされているのか。</p> <p>②地球温暖化対策の啓発を目的とした企画展示の内容はどのようなものか。専門的な内容で司書だけでは対応も難しいと思うので専門家の助けを借りるなどしてはどうか。図書館司書だけでは来館者の質問に答えられない場合もあるので、専門家を招きディスカッション出来るような企画にしてはどうか。新図書館が出来たらこういった企画的なものはどんどん取り入れてしっかり取り組んでいく必要があると思う。</p>	<p>(図書館長)</p> <p>①書籍の購入については、スペースの問題もあり新図書館に向けて蔵書を増やすことは難しい状況である。</p> <p>②温暖化対策の展示については、5月に開催の予定で準備を進めている。提案いただいた内容について検討をしていきたいと思う。</p>

## 令和4年2月議会(予算常任委員会:分科会)の質問質疑に対する答弁と今後の対応策等

## ◎令和4年度当初予算(図書館運営費)

質問議員(会派)	質問・質疑等要旨	答弁者及び答弁要旨
土井 数馬 (市民eyes)	○デジタル化資料閲覧サービス事業費について 新図書館に向けての事業なのか、とりあえず現在の図書館において必要だから、今回予算計上をしたのか。	(図書館長) 県内でも導入している図書館も多く、特に目新しいものではないが、新図書館に向けて取り入れていこうとするものである。



## 令和4年2月議会(予算常任委員会:分科会)の質問質疑に対する答弁と今後の対応策等

## ◎補正予算(大規模改修事業費(小・中))

質問議員(会派)	質問・質疑等要旨	答弁者及び答弁要旨
中川 雅晶 (公明党)	小中学校の自動水栓設置について今後の計画を確認したい。	(教育施設課長) トイレの手洗い場について、改築時は自動水栓として いる。大規模改修時はトイレの手洗い場がステンレス素 材のため、自動水栓の誤作動の可能性があり導入は 難しい。 また廊下の手洗い場については、手洗いに加え絵の 具や習字道具を洗う用途もあることから、水量や出水 時間の調整機能が必要となり導入が難しい。技術的に 対応可能となれば検討したい。

## 令和4年2月議会 付託議案の質問質疑に対する答弁と今後の対応策等

## ◎工事請負契約の締結について

常磐西小学校大規模改修工事(2期工事)

笹川小学校中校舎大規模改修工事

川島小学校大規模改修工事

大矢知興譲小学校大規模改修ほか工事(1期工事)

常磐中学校大規模改修工事(1期工事)

質問議員(会派)	質問・質疑等要旨	答弁者及び答弁要旨
豊田 政典 (青雲会)	工事請負契約の入札額が同額となっているが、入札の競争性が働いているのか。教育委員会としてどう受け止めているか。調達契約課が入札方法を変えてきているが、今後の検討を要請する。	(教育施設課長) 工事の質の確保や職人の賃金確保のため、調達契約課にて最低制限価格を設定しているため、やむをえないと捉えている。調達契約と情報共有し見直しを含めて検討していくよう働きかけていきたい。
小田 あけみ (フューチャー 四日市)	入札結果をみると、全ての業者が同額のためくじ引きとなっている。くじ引きの結果によっては、1社がすべての工事を契約することも可能なのか。	(教育施設課長) 現場代理人の資格のある人数により、落札できる件数が決まってくるため、理論上は可能。

○採決 ⇒ 可決するものと決した

## 令和4年2月議会 付託議案の質問質疑に対する答弁と今後の対応策等

## ◎工事請負契約の締結について(博物館空調設備更新工事)

質問議員(会派)	質問・質疑等要旨	答弁者及び答弁要旨
	質疑なし	

○採決 ⇒ 可決するものと決した